

松阪安衛月報

8月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

9月は全国労働衛生週間準備期間です

「目指そうよ！一刀流」
「こころ」からだの健康職場」



全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。

毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。準備期間中には、ぜひとも、**日常の労働衛生活動ができていくかの総点検**を行いましょ。

なお、点検の重点項目は次のとおりです。

- 過重労働
- メンタルヘルス
- 受動喫煙防止
- 産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取り組み
- 化学物質による健康障害防止
- 石綿等による健康障害防止
- 治療と仕事の両立支援
- 熱中症予防対策の推進
- テレワーク中の作業環境
- 転倒・腰痛災害防止

実施要綱はこちら



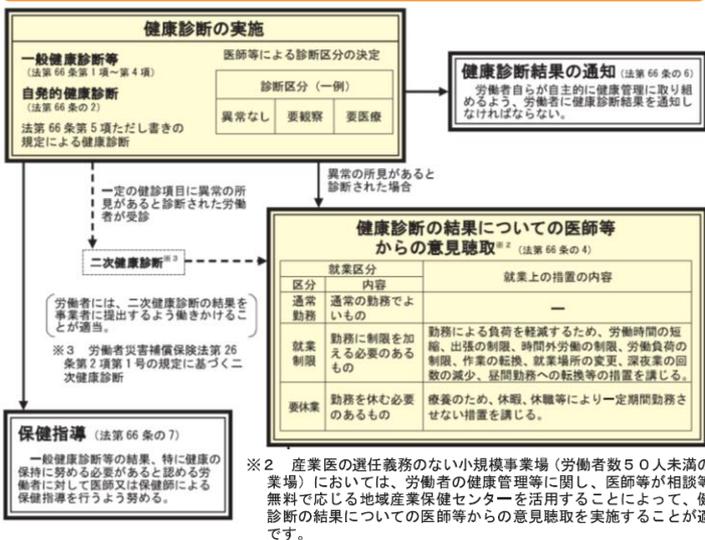
健康診断の実施だけで終わっていませんか？

小規模事業場における産業保健活動の充実

事業者は、健康診断の結果、**異常の所見がある**と診断された労働者については、健康を保持するために必要な措置について**医師等の意見を聴取**し、必要に応じて、①就業場所の変更、②作業の転換、③労働時間の短縮、④深夜業回数の制限等、**適切な措置を取らなくてはなりません**。

中には、健康診断実施後、労働者が二次健診に行くに任せて、適切な措置を取るための意見聴取を行っていない事業場も見受けられるため、労働衛生週間準備期間の機会に、適切な健康診断実施後の措置ができていくか点検を行いましょ。

健康診断の実施とその後の手順等



メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルスとは体の健康ではなく、**こころの健康状態**を意味します。近年では、こころの病気が増えていて、生涯を通じて5人に1人がこころの病気にかかるともいわれています。

また、職場においても、業務に密接な関係があると判断されたメンタルヘルス不調者は労災の補償対象となり、その件数も増えてきています。

Point! ストレスチェック制度

ストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、**労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること(一次予防)**を主な目的としたものです(労働者50人以上の事業場は実施義務)。

定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、現状を正しく把握することで、メンタルヘルス不調の未然防止につなげましょ。

Point! メンタルヘルス対策の導入について

9月26日、松阪労働基準監督署にて研修会を実施します。参加ご希望の場合は当署までご連絡ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>
こころの耳 検索
 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>



災害速報（令和5年7月末）

昨年と同水準で発生件数が増加！
食料品製造業では昨年同期比2倍に

7月末現在における松阪労働基準監督署管内の休業4日以上死傷者数131人（前年同期と同値）となっております。

昨年の労働災害発生確定値は273件となっており、目標としていた休業4日以上労働災害240件未満（アンダー240）を達成できませんでした。このままでは、今年もアンダー240の達成が危ぶまれることから、より一層の労働災害防止対策に取り組みましょう。

！
機械の不具合、トラブル対応時に
運転停止が徹底されているか確認を

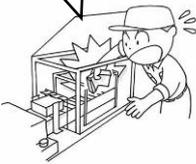
7月末現在における管内の業種別災害発生状況を見ると、「**食料品製造業**」で14件と、昨年同期の7件と比べて2倍もの数の災害が起っています。

食料品製造業では、特に機械の詰まりを解消しようと、機械の電源を切らずに手を入れ、詰まりが解消されたと同時に機械が動き出し、手が巻き込まれる等の災害が発生しやすくなっています。

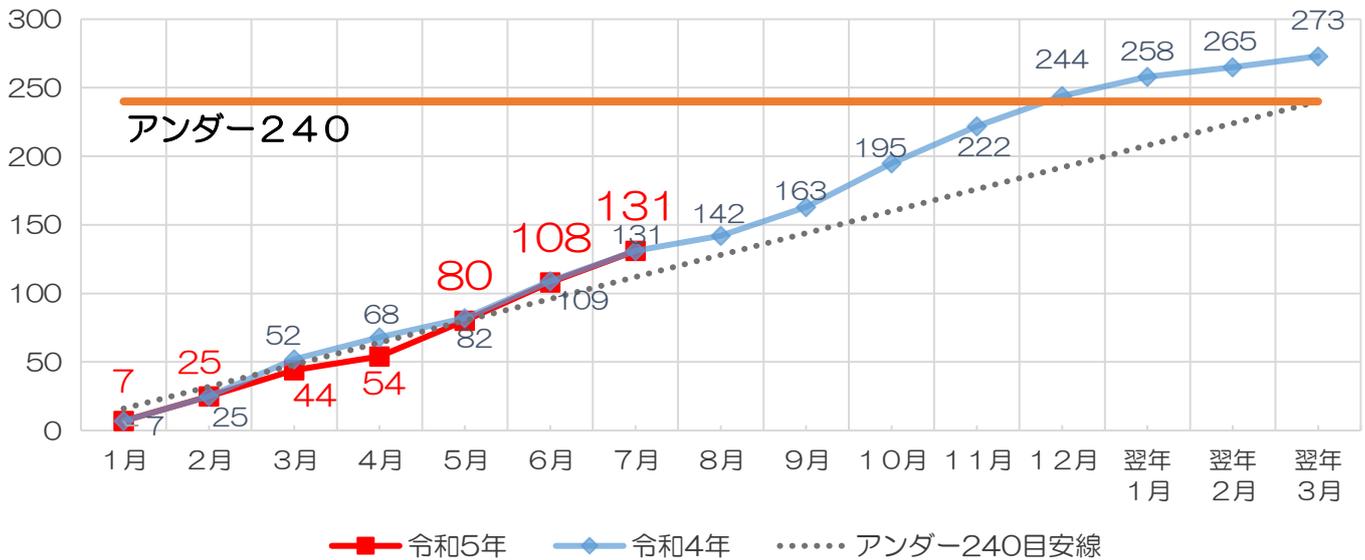
機械の掃除・検査・修理・調整等（トラブル・不具合対応等）の作業の際は、必ず機械の運転を停止したことを確認してから行わせましょう。

状況に必ず安全規則第107条又は108条「

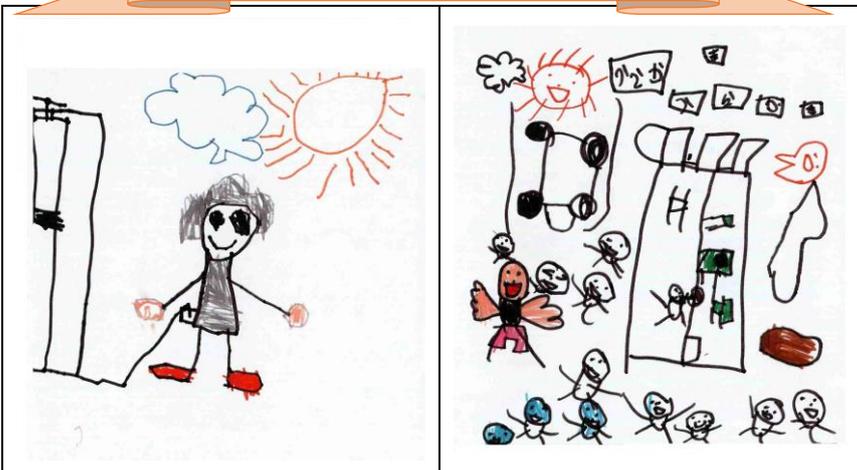
接触するおそれがあります。」



松阪&多気 各月末時点における労働災害発生状況



第2回「はたらくひと」募集イラスト紹介



▶当月報では、順次、昨年度（第2回）応募いただいた作品の一部を紹介しています。

松阪労働基準監督署 お知らせ

検索



<https://site.nhw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>

※応募要綱等は、三重労働局エポ内「松阪労働基準監督署からのお知らせ」からDL可能です。↑↑↑

又は持参してください。
応募締め切りは、**令和5年9月8日（必着）**となっております。応募の際は、**松阪労働基準協会まで**郵送

に募集いたします。
本年でも、「見た人（はたらくひと）が今日もケガなく安全に働いて帰ろうと思えるイラスト」を、**未就学児（保護者の勤務先が松阪市または多気郡）を対象**

○第3回「はたらくひと」イラスト募集中です!!